

寒川町総合計画後期基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 寒川町総合計画「2020プラン」(以下「総合計画」という。)の後期基本計画(以下「基本計画」という。)及び第3次実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するため、寒川町総合計画後期基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画基本構想の見直しに関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) 実施計画の策定に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には副町長、副委員長には教育長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、第2条に掲げる事項に関し調査検討をさせるため、作業部会を置く。

[第2条]

2 作業部会は別表2に掲げる者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長には企画政策部長、副部会長には企画政策部専任主幹(企画調整担当)をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 部会長は、作業部会において調査検討した事項を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、企画政策部企画調整担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| | 職 名 | 備 考 |
|----|-------------|------|
| 1 | 副町長 | 委員長 |
| 2 | 教育長 | 副委員長 |
| 3 | 企画政策部長 | |
| 4 | 総務部長 | |
| 5 | 健康福祉部長 | |
| 6 | 町民環境部長 | |
| 7 | 都市建設部長 | |
| 8 | 議会事務局長 | |
| 9 | 教育次長 | |
| 10 | 消防長 | |
| 11 | 少子高齢化対策担当参事 | |
| 12 | 拠点整備担当参事 | |

別表第2(第6条関係)

| | 職 名 | 備 考 |
|----|-------------------------|------|
| 1 | 企画政策部長 | 部会長 |
| 2 | 企画政策部専任主幹(企画調整・秘書担当) | 副部会長 |
| 3 | 企画政策部専任主幹(財政・行財政改革推進担当) | |
| 4 | 総務課長 | |
| 5 | 防災安全課長 | |
| 6 | 広報情報課長 | |
| 7 | 税務課長 | |
| 8 | 福祉課長 | |
| 9 | 子育て支援課長 | |
| 10 | 高齢介護課長 | |
| 11 | 保険年金課長 | |
| 12 | 健康課長 | |
| 13 | 町民課長 | |
| 14 | 環境課長 | |
| 15 | 産業振興課長 | |
| 16 | 道路課長 | |
| 17 | 下水道課長 | |
| 18 | 都市計画課長 | |
| 19 | 田端西地区まちづくり推進課長 | |
| 20 | 寒川駅周辺整備事務所長 | |
| 21 | 新幹線新駅対策課長 | |
| 22 | 議会事務局次長 | |
| 23 | 教育総務課長 | |
| 24 | 学校教育課長 | |

| | | |
|----|----------|--|
| 25 | 生涯学習課長 | |
| 26 | スポーツ振興課長 | |
| 27 | 寒川町公民館長 | |
| 28 | 寒川総合図書館長 | |
| 29 | 消防総務課長 | |
| 30 | 予防課長 | |
| 31 | 消防署長 | |